令和８年第９回

美里町農業委員会総会議事録

第９回美里町農業委員会総会

１　開催日時

令和８年８月２５日（火）午前９時００分から午前９時２６分

２　開催場所

美里町役場南郷庁舎２階　庁議室

３　出席委員（１５名）

１番　小田嶋　勝美	２番　後藤　幸太郎	３番　我妻　卓美
４番　福田　なほ子	５番　久道　雄悦	６番　古内　世紀
７番　尾形　　司	８番　繁泉　順子	９番　佐々木　幸一郎
１０番　小野　保裕	１２番　鈴木　幸博	１３番　遊佐　恭一
１４番　渡邉　雅光	１５番　邉見　勝寿	１６番　伊藤　惠子

欠席委員（１名）

１１番　澁谷　正行

４　報告事項

１．農家相談日について
２．利用権設定の合意解約による通知について
３．農用地の形状変更届出について
４．非農地証明願について

５　議　　事

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の許可について
第２号議案　農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について
第３号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について

６　農業委員会事務局職員（３名）

事務局長　伊 勢　美 智 留
係　　長　澤 村　拓 也
主　　事　宍 戸　颯 久

７　会議の概要

○伊勢事務局長
　ただいまより令和８年第９回美里町農業委員会総会を開会いたします。
　開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○伊藤会長
（挨拶内容省略）

○伊勢事務局長
　ありがとうございました。
　議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第５条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（伊藤会長）
　これより、令和８年第９回美里町農業委員会総会を開会いたします。
　本日の出席委員については、11 番 澁谷正行委員より欠席の連絡がありますので、15 人の出席であります。
　総会を開く場合、委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第 27 条第３項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
　最初に議事録署名委員の選任をいたします。
　議事録には、会長と総会において定めた２人以上の委員が署名しなければならないことが、会議規則第 15 条第１項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。
　13 番 遊佐恭一委員、14 番 渡邉雅光委員にお願いいたします。
　それでは報告事項に入ります。
　報告事項１番、農家相談日について、８月７日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。

○古内委員
　６番　古内です。８月７日金曜日、会長室におきまして、伊藤会長、久道委員、私、古内の３人で、対応しました。
　相談件数は１件でございました。
　相談者は、●●の●●●●さんです。
　内容については、所有している農地を売却又は、貸し付けたいとの希望でした。以前にも、相談に来られた方で、買い手の目ぼしがついたとの報告を受けました。今後、売買等の手続きについて相談しながら進めたいとのことでした。
　以上です。

○議長（伊藤会長）
　ご苦労さまでした。
　次に報告事項２番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より報告をお願いいたします。

○澤村係長
（利用権設定の合意解約の通知についての説明）

○議長（伊藤会長）
　ありがとうございました。
　ただいま事務局の説明が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明いたします。
　ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）
　次に、報告事項3番、農用地の形状変更届出についてを事務局より報告をお願いいたします。
　また、8月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

○澤村係長
（形状変更届出についての説明）

○議長（伊藤会長）
　ありがとうございました。
　次に、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長（遊佐委員）
　農地調査委員会は、小田嶋委員と委員長である私、遊佐と伊藤会長、邉見会長職務代理者、事務局から伊勢局長、澤村係長の計6名で8月14日に現地調査を行いました。
　農用地の形状変更届出についてです。
　番号6、現地は苗代として使用されていたようですが、相当以前から水田としては利用されていない状況に見てきました。土盛りをしたうえで、露地野菜を作付けする計画でしたので、問題なしと確認してきました。

○議長（伊藤会長）
　ありがとうございました。
　ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。
　ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）
　次に、報告事項4番、非農地証明願についてに入ります。
　また、8月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

○澤村係長
（非農地証明願についての説明）

○議長（伊藤会長）
　ありがとうございました。
　次に、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長（遊佐委員）
　番号7についてです。
　昭和43年11月28日に転用許可を受け、現在も宅地として使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。
　以上です。

○議長（伊藤会長）
　ありがとうございました。
　ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。
　ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）
　無いようですので議事に入ります。
　第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。
　事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長
（農地法第3条の規定による許可申請の許可についての説明）

○議長（伊藤会長）
　ありがとうございました。
　事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議いたします。
　質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）
　質疑なしと認め、採決をいたします。
　第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）
　全員賛成と認めます。
　第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。
　次に第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
　また、8月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
　はじめに、事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長
（農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての説明）

○議長（伊藤会長）
ありがとうございました。
次に、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長（遊佐委員）
番号 1 についてです。
転用目的は●●●●です。現地は、●●●●の敷地の一角であり、これまでは●●●●として使用してきた場所であります。
今回従業員や来客用の●●●●と●●●●の設置を行うにあたり、それらは●●●●に該当せず転用が必要であるため今回申請されたものです。農地区分は第 1 種農地となりますが、既存施設の敷地内での転用であり他に代替する土地もないことから、やむを得ず、許可相当と見てきました。
以上です。

○議長（伊藤会長）
ありがとうございました。
事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第 2 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。
質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）
質疑なしと認め、採決をいたします。
第 2 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）
全員賛成と認めます。
第 2 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。
次に、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
また、8 月 14 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
はじめに、事務局より説明をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長（遊佐委員）
番号 6 についてです。
転用目的は、●●●●です。現地は、都市計画区域の用途地域内にあることから農地区分は第 3 種農地と判断いたしましたので、許可相当と見てきました。
番号 7 についてです。
農地法第 4 条の番号 1 と同一の事業でありますので、先ほどご説明したとおりとなります。

○議長（伊藤会長）
　ありがとうございました。
　事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。
　質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）
　質疑なしと認め、採決をいたします。
　第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）
　全員賛成と認めます。
　第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。
　以上で議事を終了いたします。

議　事　録　署　名

上記、第９回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和　　年　　月　　日

会　　長

署 名 委 員
議席１３番

署 名 委 員
議席１４番